

N C B 定期預金変動金利 3 年

正式名称 N C B 確定拠出年金専用定期預金「変動金利型」3 年

本商品は元本確保型の商品です

1. 基本的性格

自動継続定期預金です。

2. 預入対象者

確定拠出年金制度の加入者等（ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります。）

3. 預入期間

3 年（満期日は預入日から 3 年後の応当日です。）

4. 商品提供金融機関

株式会社西日本シティ銀行

5. 約定金利の決定方法

約定金利は原則毎週見直しを行います。具体的には原則毎週最終営業日に新約定金利を決定し、翌週月曜日から日曜日まで適用します。（但し、金利情勢等の変化に伴い、変更する場合もあります。）

6. 適用金利

預入時の指標利率に上乗せ利率を加えたものを適用金利とします。

- 6 ヶ月毎の利率変更
預入日から 6 ヶ月毎の応当日に、応当日現在の指標利率に預入当初設定された上乗せ利率を加えた利率を適用利率とします。
- 元利自動継続時の適用利率
継続日現在の指標利率に継続日現在のの上乗せ利率を加えた利率とします。

* 指標利率はスーパー定期 6 ヶ月物の利率とします。

* 上乗せ利率は当行所定の上乗せ利率を適用します。

7. 利払方法

満期日及び以後の自動継続時に一括して付利し、利息を元本に組入れて同一の期間で自動継続いたします。中間利払いはありません。

8. 利息の計算方法

6 ヶ月複利の方法により計算します。
付利単位を 1 円とし 1 年を 365 日として日割りで計算します。

9. 利息に対する課税

確定拠出年金制度上、利息は課税されません。

10. 満期日の取り扱い

満期日に利息を元本に組入れて同一の期間で自動継続します。なお、満期日前に解約される場合には下記の中途解約利率を適用し、元本と利息をお支払いします。

11. 中途解約の取り扱い

満期日前にやむを得ない事情により解約される場合の利息は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下は切捨て）によって計算し、この預金とともにお支払いします。なお、手数料はかかりません。

- ① 預入期間 6 ヶ月未満のとき、解約日時点の普通預金の利率
- ② 預入期間 6 ヶ月以上 1 年未満のとき、約定金利の 40%
- ③ 預入期間 1 年以上 1 年 6 ヶ月未満のとき、約定金利の 50%
- ④ 預入期間 1 年 6 ヶ月以上 2 年未満のとき、約定金利の 60%
- ⑤ 預入期間 2 年以上 2 年 6 ヶ月未満のとき、約定金利の 70%
- ⑥ 預入期間 2 年 6 ヶ月以上 3 年未満のとき、約定金利の 90%

12. 一部解約の取り扱い

この預金については元本の一部について解約の取り扱いができます。

- ① 一部解約をする場合、その利息は一部解約金額、預入日から一部解約日の前日までの日数に応じた期日前解約時の利率によって計算します。
- ② 一部解約後の残金の利息は、預入日から満期日までの日数および残りの金額に適用される預入日の利率によって計算され、かつ自動継続の取り扱いとなります。

N C B 定期預金変動金利 3 年

正式名称 N C B 確定拠出年金専用定期預金「変動金利型」3 年

本商品は元本確保型の商品です

13. お申込単位

預入金額は 1 円以上で預入単位は 1 円です。

14. 手数料

かかりません。

15. 持分の計算方法

本商品の加入者毎の持分についての計算は元本によるものとします。なお加入者の個人別持分は記録関連運営管理機関により計算・管理されています。

16. セーフティーネットの有無

本商品は預金保険制度の対象です。

2005 年 4 月以降金融機関毎に、決済用預金（「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たす預金）を除き、1 預金者あたり元本 1000 万円とその利息が保護の範囲となっています。

なお、金融機関名義の預金は、預金保険制度の対象外ですが、確定拠出年金制度の資産管理機関または国民

年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関名義の預金については、加入者の個人別管理資産額に相当する金額の部分当該加入者の預金に係る債権とみなして預金保険制度の保護の対象としています。

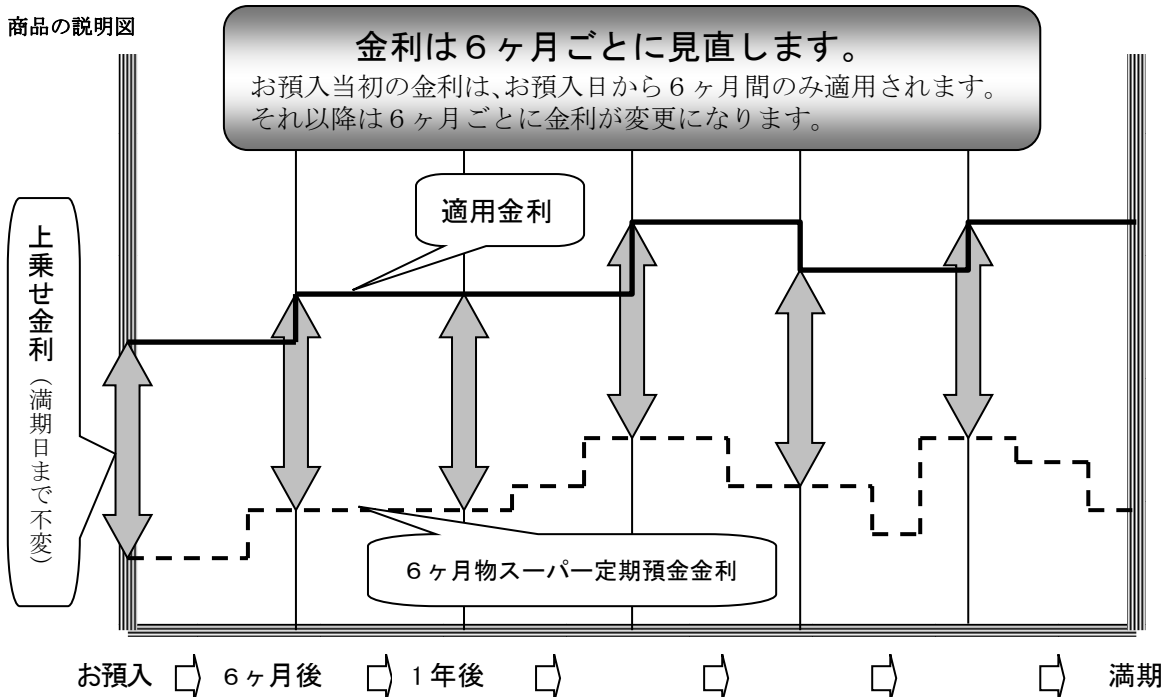
ただし、西日本シティ銀行に本商品以外の預金があるときは、その預金を優先し、本商品と合計で元本 1000 万円とその利息が保護の範囲となります。

17. 利益の見込みおよび損失の可能性

預入日から 3 年後の満期日に約定金利で計算した利息を元本に組入れて、解約の申し出のない限り自動継続します。また、預入期間の中途での解約（一部支払いを含みます）であっても、所定の中途解約利率により計算した利息と元本をお支払いします。

商品提供金融機関（西日本シティ銀行）の破綻時において、預金保険制度の保護範囲を超える元本については保護されないおそれがあります。

商品の説明図



■当資料は、確定拠出年金法第 24 条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該預金の勧誘を目的とするものではありません。
 ■本資料の実績データ等は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。